

第五号

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の七項を加える。

- 十二 外国人に対する生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
 - 十三 肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
 - 十四 徳島県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の額の減額に関する事務であつて規則で定めるもの
 - 十五 私立の中学校、高等学校又は専修学校の高等課程の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
 - 十六 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
 - 十七 私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
 - 十八 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
- 別表第二中五の項を九の項とし、四の項を八の項とし、三の項を七の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 教育委員会	県立の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和三十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
---------	---

四 教育委員会	徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
五 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
六 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務並びに本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。